◎新潟県告示第883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和８年11月17日

新潟県知事　　花　角　　英　世

名　　称		所　在　地	変更年月日
新	医療法人社団　六日町整形外科クリニック	南魚沼市六日町101－８	令和８年10月１日
旧	医療法人社団　やすかわ整形外科		
新	胎内Ｉ’Ｓ歯科	胎内市新栄町２番54号	令和８年10月１日
旧	新栄町歯科医院		